

# 福岡市消費生活条例の概要

<p><b>第1章</b></p>	<p><b>総則(第1条－第7条)</b></p> <p>市及び事業者の責務・消費者の役割などを定め、三者がそれぞれの責務と役割を果たすことにより、消費者の権利の確立を図ることを基本理念として規定しています。</p> <p>〈消費者の権利〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費生活における基本的需要が満たされ、健全な生活環境が確保される権利</li> <li>② 商品・サービスによって、生命・身体・財産を侵されない権利</li> <li>③ 必要な知識について学習し、教育を受ける権利</li> <li>④ 必要な情報を適切かつ速やかに提供される権利</li> <li>⑤ 適正な表示をもとに、商品・サービスの適切な判断、自由な選択を行う権利</li> <li>⑥ 公正な方法・条件により取引を行う権利</li> <li>⑦ 不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利</li> <li>⑧ 施策について意見を表明し、参加する権利</li> </ul>
<p><b>第2章</b></p>	<p><b>消費者との共働(第8条－第13条)</b></p> <p>消費者が「自立した主体」として主体的・合理的に行動するため、その活動を支援し、消費者の参加・協力により消費者行政を推進していくための市の施策について規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自発的な学習支援のための条件整備</li> <li>○消費者教育の推進、知識の普及</li> <li>○情報の収集・分析・提供</li> <li>○消費者団体の自主的活動促進のための施策実施</li> <li>○消費者の意見を反映した市の施策・事業活動の実施</li> </ul>
<p><b>第3章</b></p>	<p><b>消費生活の基盤整備等(第14条－第27条)</b></p> <p>消費者の権利の確立を図るための不当な取引行為の禁止や違反事業者の調査や指導・勧告・公表などについて規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な商品・サービスの供給</li> <li>○適正な表示・包装等の確保、広告・計量の適正化</li> <li>○不当な取引行為の禁止</li> <li>○物価の安定</li> <li>○立入調査及び公表</li> </ul>
<p><b>第4章</b></p>	<p><b>消費者被害の救済(第28条－第30条)</b></p> <p>市や事業者が行うべき消費者の苦情処理などについて規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的知見に基づく消費生活センターでの助言・あっせん</li> <li>○消費生活審議会でのあっせん・調停 (センターで解決困難な法律的に難しい判断を伴う問題など)</li> <li>○訴訟の援助</li> </ul>
<p><b>第4章の2</b></p>	<p><b>消費生活センターの組織及び運営等(第30条の2－第30条の8)</b></p> <p>消費者安全法第10条の2第1項に基づく事項について規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○センターの名称及び住所等</li> <li>○所長及び職員</li> <li>○消費生活相談員の人材及び処遇の確保</li> <li>○職員等に対する研修</li> <li>○情報の安全管理</li> </ul>
<p><b>第5章</b></p>	<p><b>福岡市消費生活審議会(第31条－第37条)</b></p> <p>消費者問題の専門家等により構成される消費生活審議会の設置について規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活に関する重要な事項についての調査審議</li> <li>○消費者被害についてのあっせん・調停 など</li> </ul>
<p><b>第6章</b></p>	<p><b>雑則(第38条)</b></p> <p>条例施行細則を規則に委任する旨を規定しています。</p>